

事 務 連 絡

平成 24 年 4 月 27 日

一般社団法人日本船主協会 殿
一般社団法人日本通関業連合会 殿
公益社団法人全国産業廃棄物連合会 殿
一般社団法人日本鉄リサイクル工業会 殿
一般社団法人日本リユース機構 殿
一般社団法人ジャパン・リサイクル・アソシエーション 殿
日本リユース業協会 殿
一般社団法人中古情報機器協会 殿
一般財団法人家電製品協会 殿
一般社団法人電子情報技術産業協会 殿
全国電機商業組合連合会 殿
大手家電流通懇談会 殿

環境省廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室

中古又は使用済家電製品を輸出しようとする際の注意点について

1. 現行の法体系について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 10 条第 1 項及び第 15 条の 4 の 7 第 1 項の規定により、廃棄物を輸出しようとする者は、その廃棄物の輸出が一定の基準に該当するものであることについて、環境大臣の確認を受けなければなりません。この規定に違反した場合は、廃棄物処理法第 25 条第 1 項第 12 号及び第 25 条第 2 項により、違法な輸出が未遂であっても罰せられます。

2. 「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について（通知）」との関係

環境省では「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について（通知）」（平成 24 年 3 月 19 日付け環廃企発第 120319001 号・環廃対発第 120319001 号・環廃産発第 120319001 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長・廃棄物対策課長・産業廃棄物課長通知）により、廃棄物該当性の判断指針を明確化したところです。これにより、中古又は使用済家電製品を輸出しようとする際における、廃棄物該当性の判断においても、

本通知の考え方が適用されます。このため、中古利用に適さない使用済特定家庭用機器（スクラップにしたものを含み、廃棄物処理法の処理基準に則り再商品化された後のものは含まない。以下同じ。）を輸出する場合は、環境大臣の確認を必ず受けなければなりません。また、輸出時の廃棄物該当性を判断する環境省としては、使用済特定家庭用機器以外の使用済家電製品についても同様に、有償性如何に関わらず廃棄物であることの疑いがあると判断できる場合には、その物の性状、排出の状況、通常 of 取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案し、廃棄物該当性を積極的に判断していくこととしています。

なお、環境省では、輸出しようとする中古又は使用済家電製品が廃棄物に該当するかどうかについて、事前相談を受け付けています。輸出入に用いる港の所在地を所管する各地方環境事務所にご相談ください。

<連絡先>

環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

適正処理・不法投棄対策室

電話 03-3581-3351 内線 6886